

臼井中学校の生活の約束事

【服装規定】

1 趣旨

(1)本校の生徒としての誇りと自覚を持たせ、基本的な生活習慣や態度の育成に努める。

(2)学校は集団生活における人と人との関わり方などを学習する場であるということから、清楚で端正な服装を心がける。

2 規定

(1) 臼井中学校標準服

①黒の詰襟学生服の場合は、上着・ズボン・白いYシャツとする。夏場、上着を着用しないときも白いYシャツとする。

②紺のブレザーの場合は、上着・スカート・ズボン・白いブラウス・ベスト・学年色のリボンとする。夏場は、上着・リボンを着用しなくても良い。スカートの長さは、適度な長さ(膝がかくれる程度)とする。

③通学靴は、運動に適したスポーツシューズ。

④靴下は白・紺・黒のソックスで、ワンポイントを可とする。

(2)左胸に名札をつける。名札はプレート式のもので、学校で一括購入する。

(3)上履きは学校指定のもの。学年色の縁取りがあるもの。(令和5年度入学生は緑)

(4)通学かばんはロッカー(奥行き47cm×横幅38cm×高さ33cm)に収まるもの。

(5)体育時の服装は学校指定のもの。学年色(令和5年度入学生は緑)のついた名札をつける。

(6) 頭髪

①前髪は目に入らないよう切るか、ピンで留めるなどする。

②後ろ髪が結べる長さになったら、ゴムで結ぶか編み分けるなどして清潔な印象の髪型にする。

③ピンやゴムは黒・紺・茶とし、髪の色になじむように華美でないものとする。

④染髪・パーマはしない。

※冬期防寒着に関しては「衣替えについて」のお知らせでご確認ください。

※防災頭巾は入学式以降に持参。(小学校で使っていたものでも可)

【通学規定】

1 徒歩通学が原則です。交通規則を守り、事故防止に万全を期す。

2 登下校は、指定された通学路を通る。

3 自転車通学は次のような条件で許可する。

(1)2.0km以上の距離であること。(江原台・江原新田の一部、角来、王子台の一部)

(2)ヘルメット着用…学校でまとめて注文する予定です。

(3)自転車はつぎの条件を備えているものとする。

①通学に適した安全なもの。

②ブレーキ、ライト、反射板等の保安部品が完全なもの。

③鍵がついているもの。

④サドルの高さは、両足が地につくもの。

⑤荷台がついている・カゴがついているもの。

⑥任意保険に加入すること。

⑦盗難防止登録をしておく。

(4)雨の日は雨合羽を着用する。

*上記の内容が守れないときには自転車通学許可を取り消すことがあります。

【その他】

1 学校へは、不用な金品をもたせないでください。

ただし臨時集金など学校にお金をもってきた場合は、その日の朝のうちに学校職員に提出するか、担任に預けるようにする。

2 欠席の連絡

(1)欠席や遅刻については、

保護者の方が7:30から7:50までに、電話または、マチコミメールで連絡

してください。

(2)体育の見学については、生徒身分証明書の連絡欄を使ってください。

3 困ったことがあったらいつでも相談してください。

中学生の時期は、身体の発達、特に性的な発達が著しく、精神の発達が追いつかないことから子どもたちはさまざまな不安や悩み、不満を持つようになります。

— 例 —

(1)自分の判断で行動したいという欲求が高まり、親の言うことを聞かなくなる。

(2)大人から与えられる規範に疑問をもち、仲間同士の考え方や価値観によりどこかを求め、大人に対して反抗的になる。

(3)自分の主張を通そうとして感情的になり、理屈っぽくなる。

(4)異性への関心が高まる。

※学校での相談窓口としては・・・

学級担任 学年主任 養護教諭 スクールカウンセラー
生徒指導主事 特別支援コーディネーター

などがあります。

困ったことがありましたら、いつでも相談してください。対応できる体制を整えていますのでご安心ください。